

滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、滝のさと自然公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 恵まれた自然環境を活用して市民に集いと憩いの場、レクリエーション、体験及び運動に供する場を提供し、公共の福祉の増進に資するため、滝のさと自然公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公園の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 滝のさと自然公園
- (2) 位置 旭市岩井1000番地

(管理)

第4条 公園の管理は、旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(行為の制限)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、露店、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行その他これに類する行為をすること。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為が公の秩序又は善良な風俗を乱さないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽易なものであるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項又は第3項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者
- (2) 前条第4項の規定により付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(行為の禁止)

第7条 公園において、管理上の事由を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物及び土石の類を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 指定された場所以外の場所で、火気を使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 教育委員会は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危

険であると認められる場合、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園の占用等)

第9条 公園において占用し、又は施設を設置し、若しくは管理しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 物件の種類、数量、構造等
- (3) 期間
- (4) 管理の方法
- (5) 工事の方法
- (6) 工事着工及び完了の時期
- (7) 公園の復旧方法

3 第1項の許可を受けた者は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、公園の風致に影響を与えない改装等で、次の各号に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。

- (1) 占用物件の様式替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(占用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第6条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項又は第3項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

2 教育委員会は、第6条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること

ができる。

(使用料の徴収)

第11条 第5条第1項又は第3項の許可を受けた者及び第9条第1項又は第3項の許可を受けた者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第12条 第5条第1項若しくは第3項又は第9条第1項若しくは第3項において許可を受けた者が当該許可を受けた期間を満了したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合においては、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、公園施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第14条 教育委員会は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。この場合において、第5条及び第6条第1項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

- (1) 第5条及び第6条第1項に規定する行為の許可、行為の許可の取消し等に関すること。
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者の利用料金の収受)

第17条 第14条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の使用料は、利用料金として当該指定管理者に収受させるものとする。

2 前項に規定する利用料金の額については、第11条に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の公布の日から行うことができる。

(旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正)

3 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1その1中旭市海上キャンプ場の項の次に次のように加える。

滝のさと自然公園	滝のさと自然公園使用料	公園内行為	行商、露店、募金その他これらに類する行為	使用面 ² 積日当たり	55円	
			業として行う写真の撮影	写真機1当たり	530円	
			業として行う映画等の撮影	1回1時間	1,050円	
			競技会、展示会その他これらに類する催し	使用面 ² 積日当たり	5円	
	公園施設設置・管理		公園施設を設置する場合	設置面 ² 積か月当たり	30円	
			公園施設を管理する場合	管理面 ² 積か月当たり	300円	
	公園の占用		電柱(支線柱)	1本1年	当た 800円	
			電話柱(支線柱)	1本1年	当た 300円	
			その他の柱類	1本1年	当た 1,350円	
			水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0未満のもの	長さ1m	80円
				外径が0以上1mのもの	長さ1m	160円

		外径が1 上のもの	長さ1m たり	320円
		通路、鉄道、軌道、公共 駐車場、防火水槽その他 これらに類する施設で地 下に設けられるもの	占有面 ² 積 年当たり	770円
		公衆電話所	1個1年 当たり	770円
		競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類 する催しのための仮設工 作物	占有面 ² 積 日当たり	10円
		工事用施設及び工事用材 料置場	占有面 ² 積 か月当たり	310円
		その他のもの	長さ1m たり	50円
			占有面 ² 積 年当たり	770円
備考				
1 使用料の額が1件100円未満の場合は				
2 面積未満の端数は、1m ² とする。				
3 長さで1m未満の端数は、1mとする。				
4 使用料の額が年額で定められているも は、月割りで計算する。				
5 1か月未満の端数は、1か月とする。				

(旭市立公園条例の一部改正)

- 4 旭市立公園条例（平成17年旭市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表2 都市公園以外の公園の表中滝のさと自然公園の項を削る。